

島田市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）

島田市は、静岡県ほぼ中央に位置し、周囲を豊かな自然に囲まれている。市の中央を一級河川大井川が流下し、その豊かな水資源により市の産業は着実に発展してきた。

江戸時代には、東西交通の要衝として栄え、その後は大井川流域で産出される木材の集散地、さらには茶の一大産地として発展を遂げてきた。現在は多くの企業が、豊富な水資源や利便性の高い広域交通機能などを生かして定着し、地域経済はもとより、まちづくりや伝統・文化の継承にも重要な役割を果たしている。こうした産業の発展がもたらす地域社会の安定は、市内事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業のたゆまぬ努力によってもたらされたものである。

しかしながら、近年、少子高齢化を伴う人口の減少をはじめ、企業間競争の激化、経済活動の国際化、消費者の需要の多様化等により、中小企業・小規模企業は事業所数の減少や売上の低迷、後継者不足などの厳しい状況に置かれている。

このような状況の中で、地域に活気を取り戻し、経済を好転させていくためには、中小企業・小規模企業自らの努力に加え、地域社会全体が中小企業・小規模企業の担っている役割を理解しつつ、その成長を支援していくことが重要である。

よってここに、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な考え方を示すとともに、地域社会の構成員が果たすべきそれぞれの役割を明らかにすることで、中小企業・小規模企業の振興を図り、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に資するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的事項及び中小企業・小規模企業、市等の役割等を定めることより、市内中小企業・小規模企業の振興を図り、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定により設立された商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された商工会その他の中小企業を支援する団体等のうち、市内で活動するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融に関する業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するものをいう。
- (6) 労働団体 労働者が主体となって、労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を目的として自主的に組織する団体であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (7) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力の育成を行う機関のうち、市内に所在するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫と自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が年齢、性別、障害の有無等に関わらず、雇用の創出、多様な人材の確保・育成、技術の継承などを通して地域経済を支え、地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、事業の持続的な発展や新たな産業の創出のため、創業から発展に至るまでのすべての段階において行われなければならない。

- 4 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業、大企業、経済団体、金融機関、労働団体、教育機関、市及び市民の連携の下に行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を立案し、及び実施するものとする。
- 2 市は、中小企業・小規模企業の実態を調査し、把握するとともに、前項の施策へ適切に反映させるものとする。
 - 3 市は、第1項の施策の実施にあたり、国・県及びその他機関との連携を図るとともに、協力体制の強化に努めるものとする。
 - 4 市は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。
 - 5 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する有用な情報を提供するものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

- 第5条 中小企業・小規模企業は、自助努力及び創意工夫による経営基盤の強化、経営の革新に努めるものとする。
- 2 中小企業・小規模企業は、勤労者福祉及び労働環境の向上並びに人材の確保・育成に努めるものとする。
 - 3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通して、地域社会へ貢献するよう努めるものとする。
 - 4 中小企業・小規模企業は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

- 第6条 大企業は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を正しく認識し、中小企業・小規模企業との連携を図るよう努めるものとする。

- 2 大企業は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業・小規模企業が行う経営基盤の強化及び経営の革新を積極的に支援するとともに、自らの支援機能の向上に努めるものとする。

- 2 経済団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、資金供給、経営相談、その他の方法により、中小企業・小規模企業の発展を支援するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(労働団体の役割)

第9条 労働団体は、中小企業・小規模企業における労働環境の改善に関する活動を行うことにより、地域社会における労働者の地位の向上に貢献するよう努めるものとする。

- 2 労働団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第10条 教育機関は、職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等を通して、中小企業・小規模企業における勤労や職業に係る意識の啓発及び人材の育成を促進するよう努めるものとする。

- 2 教育機関は市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第 11 条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化に貢献し、市民生活の安定及び向上に寄与することについて、理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市内において生産・製造又は加工される製品の購入、消費及び市内において提供される役務の利用に協力するよう努めるものとする。

（基本的施策）

第 12 条 第 1 条の目的を達成するために市が実施する第 4 条第 1 項に規定する施策は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営の安定及び改善並びに革新に関すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の商品開発及び販路開拓に関すること。
- (3) 中小企業・小規模企業における人材確保及び人材育成に関すること。
- (4) 中小企業・小規模企業における勤労者福祉及び労働環境の向上に関すること。
- (5) 中小企業・小規模企業と他の企業との連携強化に関すること。
- (6) 中小企業・小規模企業の事業継続及び事業承継に関すること。
- (7) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化に関すること。
- (8) 中小企業・小規模企業の創業・起業に関すること。
- (9) 市が実施する工事の発注、物品及び役務の調達において中小企業・小規模企業の受注機会の増大に関すること。

（推進会議）

第 13 条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の推進を図るため、中小企業・小規模企業振興推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、この条例の効果を検証し、今後の方針等について協議・検討するとともに、地域経済の動向や中小企業・小規模企業の振興等に関する情報の交換を行う。

3 推進会議の委員、任期、その他必要な事項は別に定める。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。